

青森県規則第五号

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則

(趣旨)

第一条 青森県核燃料物質等取扱税条例（令和五年十二月青森県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行については、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申告書等の様式)

第二条 次の各号に掲げる申告書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第七条第一項及び第二項の申告書並びに同条第三項の修正申告書 第一号様式

- 二 核燃料物質等取扱税更正（決定）書 第二号様式

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

核燃料物質等取扱税 申告書
修正申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		徴収番号		
	地域県民局長 様		通信日付印	確 認			
			・	・			
事 業 者	主たる事務所の所在地						
	名称及び代表者の氏名						
	法 人 番 号						
	この申告の担当部課名 及び担当者氏名並びに 電話番号	部課名	氏 名				
		(局 番)					
事 業 所	所 在 地						
	名 称						
核燃料物質等の取扱いの区分							
課 税 標 準 の 算 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで					
原子炉への核燃料の挿入年月日							
区 分		課税標準 ()	税 率 ()	税 額 (円)			
申告	申 告 額	・					
修 正 申 告	修正申告額 ①	・					
	既に納付の確定 している額 ②	・					
	この申告により 納付すべき税額 ①-②	/					
(増差税額) 納付年月日		年 月 日					
課 税 標 準 に 関 す る 明 細		別紙のとおり					
備考							

注1 ※印の欄は、記載しないこと。

- 2 「法人番号」欄は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「核燃料物質等の取扱いの区分」欄は、「濃縮」、「原子炉の設置」、「核燃料の挿入」、「使用済燃料の受入れ」、「使用済燃料の貯蔵」、「廃棄物埋設」又は「廃棄物管理」のいずれかを記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙 1 (原子炉の設置又は核燃料の挿入以外の場合)

課税標準に関する明細

月	当該月において濃縮により生じた製品ウランの重量 (kg)	当該月において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	当該月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	当該月の末日現在における廃棄体に係る容器の容量 (m ³)	当該月の末日現在におけるガラス固化体に係る容器の数量 (本)	備考
		
		
		
合計 ①		
①×1/12			.	.	.	
備考						

注1 使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量は、平成18年9月27日以前に再処理施設に受け入れた使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を除いた重量とすること。

2 廃棄体に係る容器の容量は、当該容器が日本産業規格に定められている容器に該当する場合には、当該容器に係る日本産業規格の呼び容量とすること。

3 ガラス固化体に係る容器の数量は、青森県核燃料物質等取扱税条例附則第5項の規定によりガラス固化体とみなされるものに係る容器の数量を含むこと。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙2 (原子炉の設置又は核燃料の挿入の場合)

課税標準に関する明細

発電用原子炉名						
原子炉の設置	課税標準の算定期間の末日	年 月 日				
	発電用原子炉の熱出力	千kw				
核燃料の挿入	発電用原子炉への核燃料の挿入の区分	条例第3条第2項第	号該当	挿入年月日	年 月 日	
	課税対象核燃料 (新規挿入分)			課税対象とならない核燃料		挿入核燃料の合計体数 (④+⑤+⑥) ⑦
	挿入核燃料の体数 ①	核燃料の単価 ②	核燃料の価額 (①×②) ③	再挿入分体数 ⑤	既挿入分体数 ⑥	
	体	円	円	/	/	/
					
	計 ④	平均単価	計(課税標準額)			
体	円/体	円				

- 注1 発電用原子炉ごとに別様とすること。
- 2 「発電用原子炉への核燃料の挿入の区分」欄には、青森県核燃料物質等取扱税条例第3条第2項各号に掲げる場合のいずれかを記載すること。
- 3 「課税対象核燃料 (新規挿入分)」欄には、初めて発電用原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものについて記載すること。
- 4 「再挿入分体数」欄には、既に核燃料物質等取扱税が課税された核燃料で、再び発電用原子炉内に挿入されたものの数量について記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式（第2条関係）

核燃料物質等取扱税 更正書
決定（加算金決定）

様

地方税法及び青森県核燃料物質等取扱税条例の規定により、更正・決定したから通知します。

納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください。

年 月 日

地域県民局長 印

事業所	所在地			
	名称			
核燃料物質等の取扱いの区分				
課税標準の算定期間		年 月 日から 年 月 日まで		
原子炉への核燃料の挿入年月日				
法定申告納期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日	
区分	課税標準 ()	税率 ()	税額 (円)	
更正・決定①	・			
既に納付の確定している額②	・			
差引過不足額①－②③	/			
区分	算定の基礎となる税額(円)	率	加算金額(円)	
過少申告加算金④	()	()		
不申告加算金⑤	()	()		
重加算金⑥				
この更正・決定により納付すべき税額等の合計額 ③+④+⑤+⑥	/			
指定納期限	年 月 日	徴収番号		

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、差引不足税額に年14.6パーセント（ただし、法定納期限の翌日からこの差引不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

- ◎ この処分に不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 「過少申告加算金」及び「不申告加算金」欄の括弧内の数値は、それぞれ過少申告加算金又は不申告加算金の算定において加重される部分の計算に用いられる数値です。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。